

令和8年度 信用保証料助成事業実施要領

令和8年4月1日
一般社団法人 滋賀県トラック協会

1. 助成金の交付対象

会員事業者が、(1) 原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証料、(2) 国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料、(3) 国が定める「災害関連保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に基づき指定された保証)及び「東日本大震災復興緊急保証」(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証)の信用保証協会保証料の(1)～(3)いずれかの保証料の一部を協会から助成する。

2. 予算

100万円

3. 事業期間(実施期間)

令和8年4月1日から令和9年2月26日までの保証料の支払に対する事業とする。(最終申請期限は、令和9年2月26日とする)

ただし、令和8年1月以降の借入に対する保証料で、当該年度内に助成金申請していない保証料についても審査のうえ、適合であれば助成する。(この申請期限は、令和8年6月30日までとする)

※上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点までとする。

4. 助成金額

会員が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度として、令和9年2月26日まで20万円に達するまで再助成することができる。

5. 交付要綱

別途作成する「信用保証料助成金交付要綱」による。

信用保証料助成金交付要綱

一般社団法人滋賀県トラック協会

平成20年3月27日制定

平成28年3月24日改正

(目的)

第1条

この要綱は、一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「協会」という）の会員事業者が、（1）原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証料、（2）国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）を受けた融資にかかる信用保証協会保証料、（3）国が定める「災害関連保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証）を受けた融資にかかる保証料。信用保証協会保証料の（1）～（3）いずれかの保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「金融機関」とは（1）原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証料、（2）国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）を受けた融資にかかる信用保証協会保証料、（3）国が定める「災害関連保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証）の信用保証協会保証料の（1）～（3）のいずれかを取り扱う金融機関をいう。
- (2)「融資」とは会員事業者が前項で定める金融機関から受ける（1）原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定めるセーフティネット制度融資、（2）国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資、（3）国が定める「災害関連保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に基づき指定された保証）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証）の（1）～（3）のいずれかの融資等をいう。

- (3)「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条

本要綱に定める助成事業期間は、令和9年2月26日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条

助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、令和9年2月26日まで20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条

(1)会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が20万円を超えるときは20万円）を協会に申請することができる。

(2)前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および「セーフティネット保証にかかる認定書」（セーフティネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。

(3)助成金の交付申請は随時行うことができる。

ただし、最終申請期限は、令和9年2月26日とする。

(助成金の交付)

第6条

(1)協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(2)助成金の交付については、会費滞納事業者に対する取扱規程適用する。

(助成金の返納)

第7条

- (1)当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- (2)協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は令和8年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払分から適用する。

ただし、令和8年1月以降の借入に対する保証料で、当該年度内に助成金申請していない保証料についても審査のうえ、適合であれば助成する。(この申請期限は、令和8年6月30日とする)

令和 年 月 日

一般社団法人 滋賀県トラック協会会長 様

住 所

事 業 者 名

代 表 者 名

㊟

電 話 番 号

担 当 者 名

信用保証協会保証料助成申請書

当社（私）は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額（限度額20万円）について貴協会の助成を受けたく、下記の通り申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。

また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

助成申請額 金 円

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額（借入の金額）	円	
資 金 使 途	運 転 ・ 設 備	該当するものに○
制 度 融 資 名		
セーフティネット保証	有 ・ 無	該当するものに○
保 証 料 率	%	
借入金融機関／支店	／ 支店	支店名まで記入
借 入 日	年 月 日	
保 証 料 総 額	円	
助 成 申 請 額*（注）	円	

（注）①保証料総額の2分の1の額、又は20万円以内、円未満切り捨て。

②1回の申請額が20万円を超える場合は、限度額の20万円を記入。

③本申請該当額と既助成額を加算した額が20万円超となる場合には、20万円から既助成額を差し引いた額を申請額とする。その場合、備考に『再申請』と朱書

2. 助成金の振込先

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口 座 名
		普通・当座		

3. 添付書類

①信用保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し

②事業所所在地の市町長が発行する「認定書」の写し